

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―一二―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字北永井字西詰三百八十六番二 外十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百二十九・六二立方メートル

浸透効果量 〇・〇一三立方メートル毎秒